

## 第1章 目的

- 第1条 部活動・同好会は次に掲げる目的を達成するために努力しなければならない。
- (1) 自治の精神を養うこと
  - (2) 個々の伸長をはかること
  - (3) 集団生活の中で社会性を養うこと
  - (4) 余暇の活用をはかり高校生活の充実に努めること

## 第2章 組織

- 第2条 体育系・文化系の下記の部・同好会を置く。 (同)：同好会

### 一 体育系

男子バレーボール 女子バレーボール 男子バスケットボール  
女子バスケットボール レスリング テニス バドミントン ソフトボール  
サッカー 硬式野球 卓球 剣道 (同)

### 二 文化系

自然科学 畜産調教 家庭 茶道 吹奏楽 美術 フラワーアレンジメント  
演劇

## 第3章 部員・会員の登録ならびに役員

- 第3条 部員・会員は生徒会員に限られる。希望者がいずれかの部・同好会に登録する。

- 2 部・同好会への登録の手続きは、年度当初に「部活動登録届」により行う。

- 第4条 部・同好会の登録を変更する場合は、新旧部・同好会顧問および保護者と相談の上「部活動変更・退部届」および「部活動登録届」を係に提出する。

- 第5条 部・同好会から退く場合は、部・同好会顧問および保護者と相談の上「部活動変更退部届」を担任に提出する。

- 第6条 部員は、いかなる理由においても差別を受けてはならない。また組織の一員としての責任と義務を果たし明朗、活発に活動しなければならない。

- 第7条 各部には組織として活動できるよう原則下記の役員を置く。
- (1) 部長
  - (2) 副部長

## 第4章 顧問

- 第8条 顧問は本校常勤の教員とする。ただし、学校外から指導者を依頼するときは学校の許可を受ける。

- 第9条 顧問は生徒の自主性を尊重しながら、部活動の目的達成のため適切な指導を与える。また、部の運営・活動状況を常に把握し、生徒と教師の人格の触れ合いの中で部活動の発展をはかる。

- 2 顧問（外部指導者を含む）は、活動に当たり、体罰・ハラスメント・不適切な発言等のない指導をあらためて徹底する。

- 第10条 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問としての指導に関する基本方針、年間・月間計画等を明確にし、保護者に示す。

- 2 顧問は、日頃から、安全点検や安全指導・危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取り組みを行う。

- 3 顧問は対外試合に関する諸事務の処理並びに引率の場合は適切に指導をする。

## 第5章 経費

第11条 部の活動経費は原則として生徒会費により支出し、生徒総会の承認の上執行される。

第12条 同好会の活動経費は一律5,000円程度とし、生徒会費より支出する。

## 第6章 活動

第13条 部の活動について、原則として下記のように定める。

(1) 活動時間は平日・休日とも午後6時30分までとし、校舎等管理規定第6条により午後7時00分には完全に下校させる。

(2) 部員及び顧問の健康衛生管理上、活動日・時間は下記のようにする。

・学期中の休養日（月間活動予定表に記載）

原則平日1日以上 休日1日以上の週2日とする。

・長期休業中の休養日

原則、学期中に準じた扱いを行う。

・1日当たりの活動時間

原則、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末含む）は3時間程度とする。

※ただし、学期中の週末に大会参加等で活動する場合、まとまった練習等の時間が必要となる場合に超過した活動日数や時間については、休養日・時間を他の日に振り替える。

(3) 定期考査1週間前から考査終了までは部活動禁止期間とし、学習活動を優先させる。ただし、下記の場合は、顧問が事前に「時間外部活動許可申請書」（月間活動予定表に記載）により学校長の許可、同時に保護者の承諾を得て、適切な学習時間の確保に配慮した上で活動する。

・公式試合・大会等が考査期間の2週間以内に予定されている場合

・体調管理やコンディション調整のため1時間程度のトレーニングが必要な場合

